

平成 15 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

著名ブランド を持つフランスの X 社は、日本の Y 社に対し、 を付した馬具を販売する契約をした。その際 X 社は、X 社がフランスで販売している馬具以外の商品を、Y 社が日本に輸入して販売することを禁止する条項を含めた。不正競争防止法および独占禁止法の観点から、どのようなことが論点となるかを説明せよ。

【50点】

論点[不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

- ・馬具以外の商品の販売を X が禁止することの、不正競争防止法上の根拠はどこにあるか
- ・Y 社に対する禁止が独占禁止法のどの違法類型に該当し得るか
- ・独占禁止法第 21 条で適用除外されるか